

労働人権マネジメント方針及び遵守事項

方針

シンエイリンクスは、労働人権に関するあらゆる法規や国際ルール等を順守するとともに、当社CSRの基本方針および行動規範に従い以下の遵守事項を定め、社会から信頼される企業を目指します。

遵守事項

1. 児童労働の禁止

- ① シンエイリンクスは、児童労働を用いない。ここで言う「児童」とは15歳未満の者、もしくは該当地域での義務教育終了年齢のいずれか高い年齢の者を指す。
- ② 若年労働者（児童の年齢以上で18歳未満の労働者）については、各国の法規に従い、超過勤務、深夜勤務、肉体的および精神的な健康や成長において有害または危険な業務に就労させない。

2. 強制労働の禁止

- ① シンエイリンクスは、強制労働、債務または奴隷労働、非自主的囚人労働または人身売買を用いない。
- ② 労働者（外国人含む）を雇用する際に、預託金の支払いや公的に発行された身分証明書やパスポートなどの原本の提出を求めない。また労働者が募集関連の手数料を請求されないようにする。
- ③ 従業員に体調不良や生理現象、休憩時間や労働時間終了後に職場から離れる権利、また合理的な通知を行うことを条件に雇用契約を終了する権利を与える。

3. 健康と安全の確保

- ① シンエイリンクスは、安全かつ衛生的な職場環境を提供する。また、従業員の健康と安全を確保する。
- ② 宿舎を提供する場合、清潔かつ安全で、基本的な要件を確保する。

4. 結社の自由

シンエイリンクスは、各国の法規に従い、従業員が報復・脅迫・嫌がらせの恐れを感じることなく自由に結社することや、労働組合および労使親睦会、労使懇談会等に参加すること、抗議行動、労働者評議会などに加わる権利を尊重する。

5. 差別の禁止

- ① シンエイリンクスは、採用、報酬、教育の機会、昇進、解雇あるいは退職において、人種、肌の色、国籍、言語、民族性、社会的出身、宗教、障害、年齢、性別、性的指向、性同一性と性表現、妊娠、配偶者の有無、組合加入、政治的指向などに基づく差別を行ったり、助長したりしない。同様に、従業員の主義や慣習に干渉せず、権利行使を妨害しない。
- ② 応募者および従業員に対して、差別的な目的で使われうる健康診断や妊娠検査を実施しない。

6. 非人道的な扱いの禁止

- ① シンエイリンクスは、性的嫌がらせ・虐待、身体的懲罰、精神的または肉体的な強要、言葉による虐待など、過酷で非人道的な行為を行ったり、それを容認したりしない。
- ② 懲戒方針とその手続きについて明確に定義し、従業員に伝達する。

7. 適正な労働時間

- ① シンエイリンクスは、労働時間、超過勤務、休日・休暇に関して、適用される各国の法規を順守する
- ② 強制的な時間外労働は行わない。

8. 報酬/賃金

- ① シンエイリンクスは、最低賃金、超過勤務、法定給付を含むすべての賃金関連法を順守した上で、従業員に対し給与を支払う。
- ② 賃金と手当の内訳を、従業員に定期的に示す。報酬は、現金あるいは銀行振込みのいずれかの方法で支払う。
- ③ 懲戒処分としての賃金減額を行わない。
- ④ 超過勤務があった場合には、全ての超過勤務時間に対して、各国法規に基づく割増手当を支給する。

2022年10月4日 制定



会社には良い人材を 人には良い仕事を

株式会社 シンエイリンクス